

放課後子ども教室及び放課後児童クラブ

# 防災マニュアル作成の手引き

地震・津波編

～子どもたちの生命を守るために～



高知県教育委員会

高知県防災キャラクター  
©やなせたかし

# も く じ

『防災マニュアル作成の手引き』の活用にあたって	1
安全・迅速に避難するために	1
各教室等の実態に合った防災マニュアルづくりを!	2
防災マニュアルをチェックしましょう!	3~4
1 災害想定 of 把握	5
2 組織体制	6~9
(1) 防災対応組織	6
(2) 指導者等の参集基準	7
(3) 関係機関との連絡体制	8~9
3 事前対応	10~21
(1) 防災教育等	10~11
① 児童・生徒の安全能力の育成	10
② 指導者等の災害対応能力の向上	10
③ 保護者との防災意識の共有と連携	10~11
(2) 避難訓練	12~15
① 安全計画	12
② 避難訓練年間計画	13
③ 避難訓練の充実	14
④ 避難訓練や防災マニュアルの改善	14~15
(3) 防災マップの作成	15~19
① 屋外までの避難経路	16
② 近隣の防災マップ	16~18
③ 避難先一覧表(例)	19
(4) 施設等の安全管理	19~20
(5) 備蓄物資と非常持出品	20~21
① 備蓄物資(例)	20
② 非常持出品(例)	21
4 地震発生後の対応	22~30
(1) いろいろな場面に応じた対応マニュアルの作成	22
児童・生徒全員が同じ室内で活動している場合の対応	23
児童・生徒が、教室や体育館、グラウンド等に分かれて活動している場合の対応	24
体験活動等のため校外(普段活動しない場所)へ出て活動している場合の対応	25
教室等へ参加するための登下校時の場合	26
(2) 保護者への引き渡し	27~28
① 保護者への引き渡し(例)	27
② 緊急時連絡・引き渡しカード(例)	28
(3) 緊急時の通信手段	29~30
5 災害時における心のケア	31~34
(1) 児童・生徒の心のケア	31~32
(2) 指導者等の心のケア	33~34

## 『防災マニュアル作成の手引き』の活用にあたって

災害が発生した場合、放課後子ども教室及び放課後児童クラブ（以下、「教室等」という。）のコーディネーター、安全管理員、学習アドバイザー及び指導員（以下、「指導者等」という。）は、児童・生徒の生命を守ることが最大の責務です。

本防災マニュアル作成の手引きでは、基本的・共通的な事項についての事例や留意点を記載していますので、本書を参考にそれぞれの市町村等と教室等が連携して、該当する教室等の実態に応じた「独自の防災マニュアル」の作成・見直し・改善に活用してください。

なお、教室等が防災対策を進めるうえでは、指導者等が児童・生徒や自らの命を守るための独自の取組を進めると同時に、近隣の学校や地域、防災関係機関などと連携・協力体制を構築することでより確かな取組になると考えられます。連携・協力体制の構築にあたっては、市町村等がそれらの調整役として積極的に対応されますようお願いいたします。

## 安全・迅速に避難するために

地震・津波から児童・生徒の命を守るためには、避難場所、避難方法の決定は大変重要となってきます。また、安全、迅速に避難するには、日頃の避難訓練が欠かせません。

避難場所、避難方法の決定や避難訓練を行ううえで、特に次の点に留意が必要です。

### 避難場所は・・・

#### ○安全な避難場所の決定を！

災害想定を正確に把握し、各教室等の実態を踏まえ、複数の候補地からより安全性の高い場所を選定することが重要です。

#### ○津波からの避難は、とにかく早く、少しでも高い場所へ！

津波の危険性のある教室等では、児童・生徒をとにかく早く、少しでも高い場所へ避難させることを最優先に避難場所を考えなければなりません。そして、避難場所は一か所だけでなく、2次、3次とより高い場所も考えておくことが必要です。

### 避難方法は・・・

#### ○避難経路は複数用意！

避難経路の安全性を事前に十分確認していても、地震の揺れによる建物の倒壊、土砂崩れなどにより、予定していた避難経路が通れなくなることもあります。こうした場合でも、すぐに対応できるよう複数の避難経路を設定しておくことが大切です。

#### ○より安全で迅速に避難ができるよう地域の方々に協力を求めよう！

多くの児童・生徒を安全で迅速に避難させるためには、近隣の学校や事業所、自治会等の地域の方々の協力を得ることも大切です。また、避難協力の協定を結んでおくことなども考えられます。

#### ○児童・生徒の状況に応じた避難方法の選定を！

自力での避難が難しい児童・生徒が参加している教室等では、避難方法などを工夫する必要があります。避難のための備品の整備や指導者等の人数、応援態勢などと併せ、安全で迅速に避難できる方法を決定する必要があります。

## 避難訓練は・・・

### ○避難訓練を繰り返し行い、よりよい避難方法に！

いろいろな場面を想定した避難訓練を繰り返し行い、その後、課題や問題点等を検証し、見直し・改善を絶えず行うことにより、よりよい避難方法としていくことが大切です。

### ○児童・生徒のスムーズな避難のために！

児童・生徒は、避難訓練を繰り返し体験することにより避難方法を体得し、混乱を起こさずスムーズな避難ができるようになります。

### ○学校や地域との連携を深めるために！

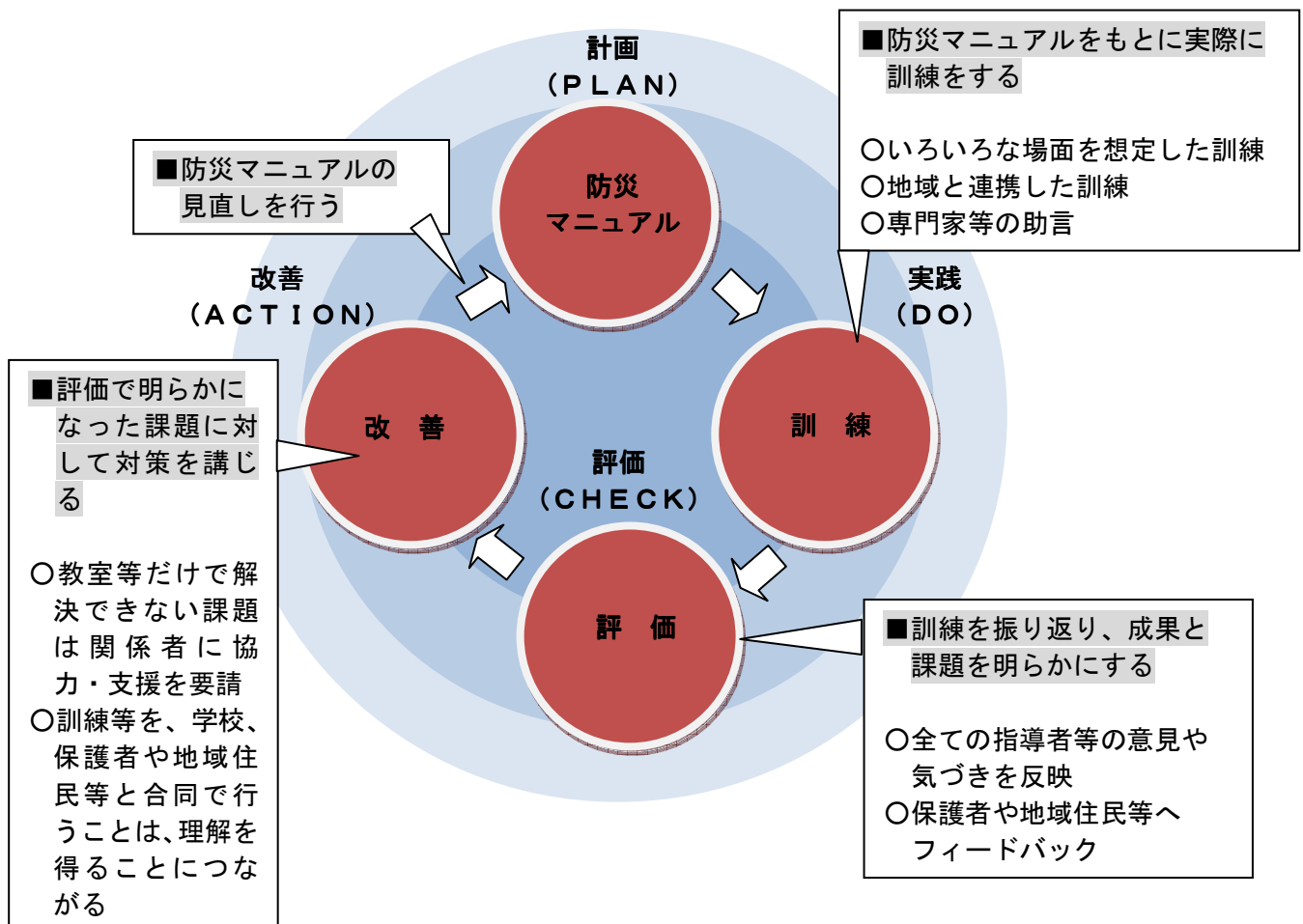
学校や地域の方々に教室等の避難訓練に参加いただいたり、逆に教室等が学校や地域の防災訓練に参加したりすることで、お互いの関係づくりが進みます。

## 各教室等の実態に合った防災マニュアルづくりを！

各教室等においては、本防災マニュアル作成の手引きを参考にし、地震・津波等の災害想定や、各教室等の実態（地理的条件、施設の状況、児童・生徒の家庭の状況、指導者等の状況等）を踏まえた「独自の防災マニュアル」を作成することが必要です。

なお、作成にあたっては、各市町村の防災担当課等から助言や指導をもらったり、教室等に参加する児童・生徒が通学する学校や近隣の公的施設などが備えている防災マニュアル等を参考に作成することを推奨します。

防災マニュアル作成の手引き3～4ページのチェックシートを使った各教室等の防災マニュアルの見直し



## 防災マニュアルをチェックしましょう！

作成した防災マニュアルの見直しは、次の手順で行ってみましょう。

### 見直しの手順

- ① 次のチェックシートの項目ごとに、防災マニュアルに記載されている内容が十分かチェックしてください。
- ② チェック欄で△や×とした項目については、それぞれに示しているページや関連する事項について確認してください。
- ③ 本防災マニュアル作成の手引きの内容を参考にしながら、各教室等の実態に応じたものとなるよう見直し・改善を行ってください。
- ④ 各教室等の実態に応じてチェック項目を追加し、各教室等独自のチェックシートを作成してください。

### ワンポイント

このチェックシートは、基本的な事項を示したものです。避難訓練や研修等を通じ、定期的な見直しや改善を行い、各教室等の実態に応じた『独自の防災マニュアル』を作成してください。

## 防災（地震・津波）マニュアル作成チェックシート

[○ 現状で対応可能    △ 改善の必要がある    × 作成していない]

作成内容		チェック欄	改善日 作成日
1 定の把握 害想	地震・津波対策を検討するうえで、災害想定（震度、津波高、浸水深等）を正確に把握しているか【P5】		/
2 組織体制	(1) 防災対応組織【P6】		
	組織的な体制が確立されているか		/
	指導者等や市町村等の担当者などが役割分担を明確にしているか		/
	学校との連携・協力体制を構築しているか		/
	組織的な体制や関係機関との協力体制を指導者等で共有しているか		/
	教室等の代表者（責任者）とその代行順位が示されているか		/
	(2) 指導者等の参集基準【P7】		
	緊急時の指導者等の参集基準が示されているか		/
	指導者等への緊急連絡体制が示されているか		/
	(3) 関係機関との連絡体制【P8～9】		
関係機関への緊急連絡体制が示されているか		/	
関係機関の連絡先を一覧表にまとめているか		/	

3 事前対応	(1) 防災教育等【P10～11】		
	児童・生徒の防災教育について示されているか		／
	指導者等の研修等について示されているか		／
	防災マニュアルの内容を保護者と共有しているか		／
	(2) 避難訓練【P12～15】		
	年間安全計画を作成しているか		／
	避難訓練年間計画を作成しているか		／
	避難訓練を実施しているか		／
	地域の防災組織と連携しているか		／
	学校や地域と連携した避難訓練を実施しているか		／
	避難訓練実施記録及び評価・改善策が保管されているか		／
	(3) 防災マップの作成【P15～19】		
	教室等の避難経路図を作成しているか		／
	近隣の防災マップを作成しているか		／
	避難経路、避難場所が指導者等に周知されているか		／
	避難先を一覧表にまとめているか		／
	(4) 施設等の安全管理【P19～20】		
	施設・備品の安全管理・安全点検は行っているか		／
	安全点検実施及び改善記録等が保管されているか		／
	定期的に避難経路、避難場所を実際に確認しているか		／
	(5) 備蓄物資と非常持出品【P20～21】		
非常時に備えて物資を備蓄しているか		／	
備蓄物資の定期的管理を行っているか		／	
非常持出品の準備を行っているか		／	
4 地震発生後の対応	(1) いろいろな場面に応じた対応マニュアルの作成【P22～26】		
	いろいろな場面に応じた対応マニュアルを作成しているか		
	(2) 保護者への引き渡し【P27～28】		
	保護者への連絡・引き渡し対応について示されているか		／
	緊急時連絡・引き渡しカードを作成しているか		／
(3) 緊急時の通信手段【P29～30】			
緊急時の通信手段を確認しているか		／	
5 災害時における心のケア	(1) 児童・生徒の心のケアについて示されているか【P31～32】		／
	(2) 指導者等の心のケアについて示されているか【P33～34】		／

## 1 災害想定の把握

防災マニュアルの作成や避難場所、避難方法等を検討するうえでは、該当する教室等のある地域が地震や津波によりどのような災害（震度、津波高・浸水深、液状化、地すべり等）が想定されているかを正確に把握することが大切です。

内閣府の有識者検討会が平成 24 年 3 月 31 日に東海、東南海、南海地震を起こす南海トラフで、これらの想定震源域が連動し、最大級の地震が起きた場合の震度分布と津波高の推計を公表しました。また、8 月 29 日には、津波高・浸水域等（第二次報告）及び被害想定（第一次報告）をとりまとめました。

本県においては、10 市町で最大津波高が 20 メートル以上、震度はほぼ県内全域の 30 市町村で震度 7 の激震となると推計され、特に、黒潮町、土佐清水市及び四万十町では 30 メートルを越す津波高となっています。また、建物被害・人的被害等についても全壊・焼失棟数約 239, 000 棟、死者数約 49, 000 人と公表され、従来の想定を大きく上回る被害想定が示されました。

そして、これらの最新の知見に基づき、現時点で最大クラスと思われる地震・津波についての想定を行った「高知県版第 2 弾 南海トラフ巨大地震による震度分布・津波浸水予測」が平成 24 年 12 月 10 日に公表されました。

公表された地震・津波の発生率は極めて低いものの、こうしたことも起こり得るということを念頭に置いておく必要があります。いたずらに怖がることなく、かといって油断することもなく、地震・津波の特性を正しく理解し、「正しく恐れる」姿勢で備えを進めましょう。

**各教室等では、今後出される災害に関する情報を正確に把握し、正しい理解をすることが重要です。**

### ワンポイント

防災情報の入手先

○内閣府防災情報のページ

<http://www.bousai.go.jp/>

○こうち防災情報（高知県 危機管理・防災課）

<http://kouhou.bousai.pref.kochi.jp/>

### ■ともに立ち向かうために！！

その 1 「事前の備えが大切。あなたの命を守るのはあなた自身！」

その 2 「思い込みは禁物。想定にとられるな！」

その 3 「取り組みに無駄はない。できることから実行を！」

## 2 組織体制

いつ地震・津波が起きても慌てず、組織として対応できるよう体制を整備し、指導者等一人ひとりが避難訓練や研修等を通してその役割を認識し、いざというときに的確な判断と迅速な行動ができるようにしておくことが大切です。

### (1) 防災対応組織

#### ◆ 災害（地震・津波）対策本部（例）

名称	担当	氏名	主な対応
統括本部 市町村等	市町村等担当者 コーディネーター 等		<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害状況等を把握し、避難の指示や休所（臨時の休み）の判断を教室等へ連絡</li> <li>・二次災害等の情報収集</li> <li>・保護者からの問合せ対応</li> <li>・マスコミ対応</li> </ul>
総括	代表者（指導者等） 等		<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害状況等を把握し、市町村等の関係機関への連絡</li> <li>・避難の実施方法を決定</li> <li>・避難経路の安全性を確認後、避難の指示</li> <li>・二次災害等の情報収集</li> <li>・保護者からの問合せ対応</li> <li>・非常持出品の搬出</li> </ul>
避難誘導・ 安否確認 担当	指導者等 （指導者 A）		<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童・生徒の安全を確保</li> <li>・児童・生徒への的確な指示（押さない、走らない、しゃべらない、戻らない）</li> <li>・参加児童・生徒の人員を確認し、負傷の有無・程度、行方不明者を代表者に報告</li> <li>・非常持出品（出席簿、緊急時連絡票等）の携帯</li> <li>・避難場所の確保</li> <li>・保護者への連絡</li> </ul>
救出・救護 担当	指導者等 （指導者 B）		<ul style="list-style-type: none"> <li>・活動場所（教室、トイレ、体育館、校庭等）の残留児童・生徒の確認</li> <li>・負傷者の救出</li> <li>・負傷者の応急手当</li> <li>・医療機関への連絡</li> <li>・行方不明者の搜索</li> <li>・救急用品の常備</li> </ul>
消火担当	指導者等 （指導者 C）		<ul style="list-style-type: none"> <li>・出火防止措置 ガスの元栓を閉める 電気のブレーカーを切る 等</li> <li>・初期消火活動</li> </ul>

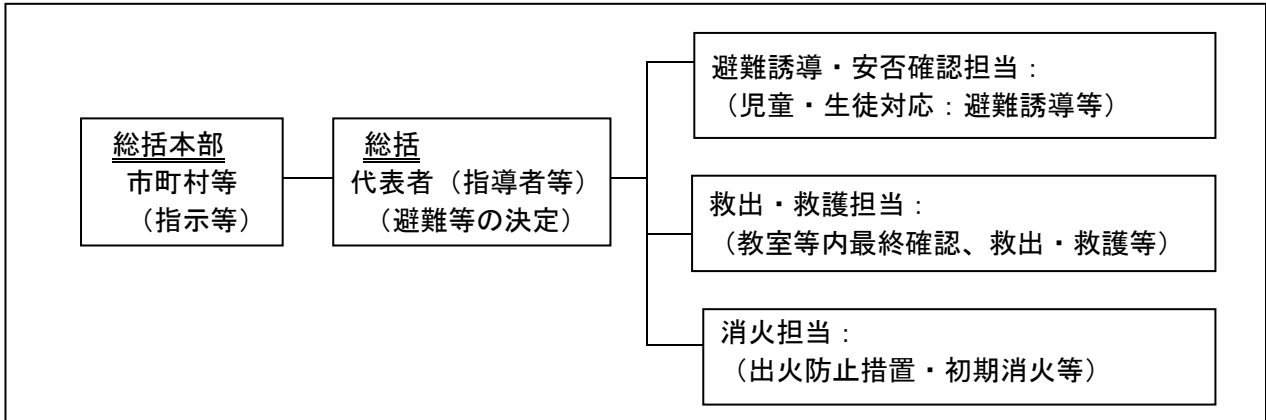
※総括者不在時の順次代理者「(例) 指導者 A→指導者 B→指導者 C」を決めておく。

※児童・生徒や指導者等の人数などを考慮して、各教室の実態に応じた体制・対応をとる。

※近隣の学校と連携・協力体制がある場合は、学校と同じ行動（学校の指示）をとることもできる。



◆ 地震・津波発生時の役割分担（例）



※恐怖で動けなくなったり、パニック状態になったりした児童・生徒への対応も必要になる。

※児童・生徒や指導者等の人数など、各教室等の実態に応じた役割分担とする。

※指導者等のみの対応では人数が不足することが考えられるため、近隣の学校や地域の方々との連携を図ることも必要となる。

(2) 指導者等の参集基準

地震・津波発生時、必要な対応を円滑に実施するため、発表される地震や津波の情報等に応じて指導者等の参集基準を作成し、あらかじめ指導者等で確認しておくことが必要です。

また、被災者となった指導者等の状況に応じた配慮も必要です。

①参集基準

地震・津波発生時、指導者等は代表者及び市町村等の指示（連携）のもと、直ちに災害対応体制をとることになります。当日担当ではない指導者等も可能な限り参集し（可能なら近隣の学校の教職員及び地域の方々にも協力いただく）、体制強化のため事前に定められた役割分担により対応することが必要です。

また、地震の震度や津波注意報・警報の違いにより、参集基準を決めておくことも有効な手立ての一つとなります。

（例）参集基準：「震度5以上、大津波警報発令時は参集する」

②参集時の移動手段

交通機関が途絶した場合を想定し、自宅から各教室等や事前に定めた参集場所までの経路を各自で確認しておきます。道路が寸断されることもあるので、複数の経路と移動手段を確認しておくことが必要です。

ワンポイント <参集前にチェック>

- ・自分自身及び家族の安全を守る。
- ・家族の安否を確認する。
- ・火元の確認をする。（ガスの元栓を閉める。電気のブレーカーを切る。）
- ・テレビやラジオ等により情報を把握する。

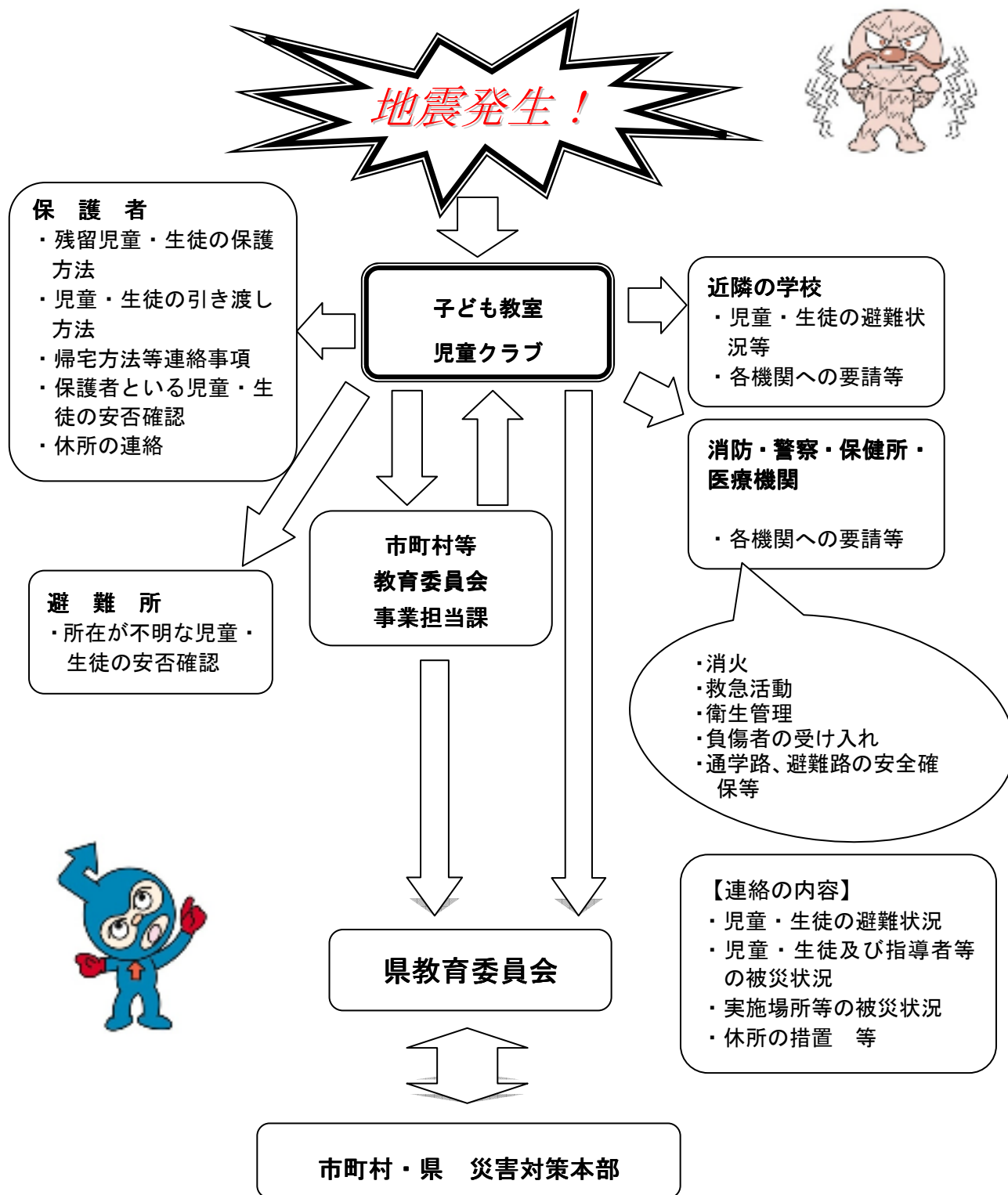
◆ 指導員等への緊急連絡体制（例）

◎代表者等が中心となり連絡する

氏名	電話番号	携帯番号	徒歩参集時間
指導者A			
指導者B			
指導者C			

### (3) 関係機関との連絡体制

#### ① 緊急連絡体制 (例)



児童・生徒の安否確認・負傷者の有無・施設や設備の被災状況等を把握し、保護者や関係機関に連絡する（電話等がつながり難い状況を想定し、携帯電話、メール、防災無線等複数の連絡方法を考えておく必要があります）。

◆ 防災関係機関連絡先一覧（例）

【県・市町村等】

	電 話	F a x	備考（防災無線等）
県教育委員会			
生涯学習課	088-821 - 4897	088-821 - 4505	
市町村等教育委員会			
〇〇課			

【関係機関】

	電 話	F a x	備考（防災無線等）
〇〇小学校			
〇〇消防署			
〇〇警察署			
〇〇保健所			
〇〇病院			
△△水道局			
□□ガス会社			
▽▽電力会社			

※電話がつながり難い状況を想定し、防災無線等複数の連絡方法を考えておく必要があります。

緊急連絡体制・関係機関連絡先は見やすい場所に掲示し、非常持出品にも入れておきましょう。

### 3 事前対応

#### (1) 防災教育等

##### ①児童・生徒の安全能力の育成

児童・生徒が通学する学校では、命の大切さに気づかせるとともに地震や津波の恐ろしさを教え、安全に避難することができる態度や能力を育むための防災教育に取り組んでいます。

しかし、教室等においても指導者等が日頃から防災の視点を持って指導を行うとともに、児童・生徒が自分の命を守るための行動の仕方が分かるように、避難訓練を繰り返し行い体験させることが大切です。

また、避難場所が学校になっていたり、地震の発生時刻によっては放課後の児童・生徒の所在を学校が把握することが必要な場合も考えられますので、避難訓練を実施する際には、可能な限り学校との連携を図ることが大切です。教室等からも近隣の学校へ働きかけ（依頼）を行うなど、連携・協力体制の構築に努めてください。

なお、教室等においても、防災関係の教材等を活用して子どもたちの防災に関する知識や意識を高めるよう努めてください。

防災啓発・防災教育の教材については、高知県危機管理部南海地震対策課のホームページにデータが掲載されています。

<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/010201/keihatu-kyouiku.html>

##### ②指導者等の災害対応能力の向上

指導者等は、地震・津波から児童・生徒の命を守り、被害を最小限に食い止めるためには、防災に対する知識を高め、実践的な訓練や研修などにより、自らの対応力や防災教育に関する指導力を高めることが必要です。

- マニュアルに基づく、地震・津波などに対応した防災避難訓練
- AEDを含む心肺蘇生法などの応急手当に関する研修
- 児童・生徒の安全能力育成のための指導・教育内容・教材等に関する共通理解
- 児童・生徒等の心のケアに関する研修
- 県、市町村又は学校が主催する防災に関する研修会等への参加
- 新聞や災害関連ホームページ等から最新の情報を収集し、訓練等に活かす

#### ワンポイント

状況に応じた的確な判断のもと、指導者等が落ち着いた行動をとることは、児童・生徒に安心感を与え、安全な避難につながります。

##### ③保護者との防災意識の共有と連携

地震・津波発生時に児童・生徒を安全に避難させ、保護者に引き渡すためには、あらかじめ避難場所や避難方法、保護者への連絡・引き渡し方法など、防災に対する取組について各教室等と保護者が共通の認識をしておくことが重要です。

そのためには、日頃から次のような取組が考えられます。

- 保護者会等を開催し、避難場所、引き渡し方法を周知する。また、地震の震度や津波注意報や警報の違いなどにより、保護者の迎えの有無を事前に決めておくことも必要です。
- 保護者とともに避難訓練を行い、避難経路等を確認する。
- 児童・生徒が通っている学校が指定する通学路の危険箇所を保護者に確かめてもらう。
- 防災マニュアルの内容を保護者に周知する。
- 各教室等の防災に対する取組を「教室等から親、子から親、市町村等や学校から親」へと発信する。

東日本大震災から・・・

東日本大震災では、保護者等に引き渡した児童・生徒が、その後、津波の犠牲者となった事例があります。安全確認ができない場合には、災害の状況や津波等に関する最新の情報を保護者に伝え、児童・生徒とともに保護者も一緒に避難してもらうことが必要です。

◆緊急時連絡・引き渡しカードの作成（28ページ参照）

- 緊急時の連絡先については、複数の者、複数の連絡方法等を確認し、児童・生徒を確実に保護者等に引き渡すため、引き渡しカードを作成しておきましょう。
- 引き渡しカードは、毎年内容を確認（変更のある場合はその都度）しましょう。
- 指導者等は、使用方法について共通理解をしておくことが必要です。

◆引き渡し方法の確認（27ページ参照）

地震・津波発生時の緊迫した状況で保護者等の対応に追われれば、それだけ児童・生徒を守るための貴重な時間がなくなります。混乱を防ぎ迅速な避難を行うためにも、あらかじめ避難場所（複数）や引き渡し方法を決めておき、教室等の便りや保護者会等を通じて保護者に周知し、理解を得ておくことも重要です。

また、児童・生徒を安全確実に保護者等に引き渡すためにも、引き渡し方法については、引き渡しカードをもとに保護者と事前に確認をし、保護者と指導者等、また設置者である市町村等が共通理解をしておくことが必要です。

ワンポイント

保護者によっては、被災状況や職務、交通事情等により、児童・生徒の引き取りが数日後となることも想定しておきましょう。

(2) 避難訓練

①安全計画

[安全計画（地震・津波対応）例]

月	安全管理	安全に関する組織活動（研修を含む）	防災教育
4月 ～ 6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災組織体制の確立</li> <li>・ 安全点検表の作成及び点検</li> <li>・ 避難場所、避難経路の確認</li> <li>・ 屋外活動時における目的地及び周辺、経路の安全確認（実地踏査）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害発生時の対応等について、市町村等や指導者等の間で確認するとともに、保護者会や教室便り等で、保護者と考え方を共有する。</li> <li>・ 緊急連絡票・引き渡しカードの作成及び保護者と内容について確認。</li> <li>・ 災害発生時における学校との連携方策（学校休業中を含む）について確認。</li> <li>・ 学校や地域の防災組織と連携した避難経路等の確認。</li> <li>・ 学校や地域の防災組織が実施する避難訓練へ指導者等が参加する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難訓練</li> </ul>
7月 ～ 9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 安全点検</li> <li>・ 屋外活動時における目的地及び周辺、経路の安全確認（実地踏査）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害発生時の対応等について、保護者会や教室便り等で保護者と考え方を共有する。</li> <li>・ 学校が休業中の場合における対応策について確認。</li> <li>・ 緊急連絡票・引き渡しカードを使っての連絡及び引き渡し訓練。</li> <li>・ 県下一斉避難訓練への参加。</li> <li>・ 学校や地域の防災組織と連携した避難訓練。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難訓練</li> </ul>
10月 ～ 12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 安全点検</li> <li>・ 屋外活動時における目的地及び周辺、経路の安全確認（実地踏査）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害発生時の対応等について、保護者会や教室便り等で市町村等、指導者等、保護者の考え方を共有する。</li> <li>・ 学校や地域と連携した避難訓練</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難訓練</li> </ul>
1月 ～ 3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 安全点検</li> <li>・ 屋外活動時における目的地及び周辺、経路の安全確認（実地踏査）</li> <li>・ 指導者等の消火訓練（消防署や消防団と連携した指導）</li> <li>・ 1年間の安全点検の評価・反省</li> <li>・ 次年度の防災組織等の再編成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害発生時の対応等について、保護者会や教室便り等で、市町村等、指導者等、保護者の考え方を共有する。</li> <li>・ 地震・津波発生時の避難場所、連絡方法を保護者と再確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難訓練</li> </ul>

## ②避難訓練年間計画

地震・津波発生時に備え、児童・生徒が安全に避難できるように避難訓練を実施し、基本的な能力を身につけさせるとともに、市町村等、指導者等及び保護者が適切に行動できるような備えが必要です。

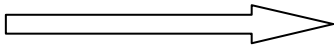
そのために、避難訓練年間計画の作成に努めるとともに、市町村等、指導者等の共通理解のもと避難訓練を行うことが重要です。

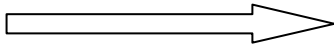
年間計画の作成にあたっては、以下の点に留意しましょう。

- 年間を通して活動計画の中に位置づける。
- いろいろな場面を想定し、安全に避難できる態度や能力を身につけられるよう、実践的な訓練を計画する。
- 市町村等及び全指導者等で計画の内容や役割分担等について協議し、確認する。
- 保護者や学校、地域の防災組織と連携した訓練を実施する。

※下記以降の避難訓練年間計画（例）については、地震・津波を想定したものを例示しています。教室等においては、事故・病気・ケガ発生時対応、火災や不審者対応等も含めた年間計画を作成するよう努めてください。

### [避難訓練年間計画（例）]

月日	5月15日	7月30日
訓練時の活動内容	児童・生徒全員が同じ室内で活動している場合（P23）	児童・生徒が、教室や体育館、グラウンド等に分かれて活動している場合（P24）
想定	地震・津波	地震・津波
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震発生後の避難の仕方を知る。</li> <li>・指導者等の指示に従って防災頭巾を被り、皆と一緒に行動する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教室や体育館、グラウンド等で遊んでいるときの避難の仕方を知る。</li> </ul>
留意点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・初めて行う地震発生時の避難訓練なので、避難方法を知らせておく。</li> <li>・揺れがおさまるのを待って避難させる。</li> <li>・教室内での指導者等の指示を注意深く聞かせ、慌てず落ち着いて屋外の所定の場所へ誘導し、避難場所や高台へ避難させる。</li> <li>☆頭を防災頭巾等で保護し、避難場所に誘導する。</li> <li>☆非常時持出品を持参し、避難場所に誘導する。</li> <li>☆人員確認をし、けが人等の有無を市町村等担当者に報告する。</li> <li>☆車など交通に気をつけるため地域の方に街路に立ってもらう。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指導者等の近くにいる児童・生徒を素早く集め、頭を保護させ、その場にしゃがませる。</li> <li>・指導者等の指示を注意深く聞かせ、慌てず落ち着いてあらかじめ決めている屋外の集合場所に誘導し人員確認を行い、避難場所や高台へ避難させる。</li> <li>・不明児童は担当者が搜索する。</li> <li>☆保護者に参加を呼びかける</li> </ul> 

月日	9月1日（防災の日）	1月30日
訓練時の活動内容	地域と連携した避難訓練	体験活動等のため地域（普段活動しない場所）へ出て活動している場合（P25）
想定	地震・津波	地震・津波
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の防災訓練に参加し、地域の人とともに安全な場所へ避難する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域へ出ている時の避難の仕方を知る。</li> </ul>
留意点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指導者等や地域の人への誘導・援助でグラウンド等から避難場所や高台等へ避難させる。</li> <li>・屋外での訓練のため、交通安全に留意する。</li> </ul> <p>☆頭を防災頭巾等で保護し、避難場所に誘導する。</p> <p>☆非常時持出品を持参し、避難場所に誘導する。</p> <p>☆人員確認をし、けが人等の有無を市町村等に報告する。</p> <p>☆保護者に参加を呼びかける。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域での避難訓練なので、不安感をもたせないように声かけをしながら誘導する。</li> <li>・屋外での訓練のため、交通安全に留意する。</li> <li>・人数確認を迅速に行う。</li> <li>・近隣の避難場所や高台へ避難させる。</li> </ul> 

### ③避難訓練の充実

地震・津波等が発生したとき、どのように行動して危険から回避すればよいか、いろいろな場面を想定し、繰り返し避難訓練をすることが大切です。

多くの児童・生徒を安全かつ迅速に避難させるためには、指導者等だけでは対応しきれない場合も考えられます。特に津波の危険性がある地域では、避難は一分一秒を争うため、近隣の学校や地域住民の協力が欠かせません。

そのため、学校や地域の防災訓練に参加したり、逆に教室等の避難訓練に参加をお願いしたりするなど、日頃から学校や地域との関係づくりをしておくことや避難協力の協定を結んでおくことが必要です。

また、避難訓練を実際にどのように行っているかを保護者、近隣の学校等に見てもらい意見を聞くなど、互いの認識を深めることも大切になります。

この他、消防機関等や地域の自主防災組織と連携した避難訓練を行い、訓練の充実を図ることが必要です。

### ④避難訓練や防災マニュアルの改善

避難訓練実施後は、計画・想定していたことと比べてどうだったか、実際に行い分かった課題や問題点等を把握したうえで評価・改善を行い、次の避難訓練に活かすことが重要です。

また、その内容によっては、防災マニュアルの見直しも行うことが必要です。

避難訓練や防災マニュアルの見直し・改善にあたっては「計画（PLAN）→実践（DO）→評価（CHECK）→改善（ACTION）」のサイクル（PDCAサイクル）を繰り返し行うことが大切です。



**〔避難訓練実施記録様式（例）〕**

年月日	災害別	所要時間	児童・生徒の様子	指導者等の動き	改善点
H25. 5. 15	地震 津波				
H25. 7. 30	地震 津波				
H25. 9. 1	地震 津波				
H26. 1. 30	地震 津波				

**（３）防災マップの作成**

児童・生徒を安全かつ迅速に避難させるためには、教室等から屋外への避難経路や近隣の避難場所までの避難経路を記載している「防災マップ」を作成し、指導者等が共通理解をしておくことが重要です。

防災マップを作成するにあたっては、教室等で利用している地図や県・市町村が作成している被害想定図や防災マップ等を活用しながら、教室等独自の防災マップを作成することが必要です。

また、防災マップを作成する過程において、指導者等がお互いに自分ならどう行動するか、どう避難するか等を話し合うことが、防災意識や防災対応能力の向上にもつながります。

児童・生徒の生命を守ることを第一に、各教室等の実態に応じて必要と思われることを話し合い、マップに記入し、屋外への避難経路図や防災マップを完成しましょう。

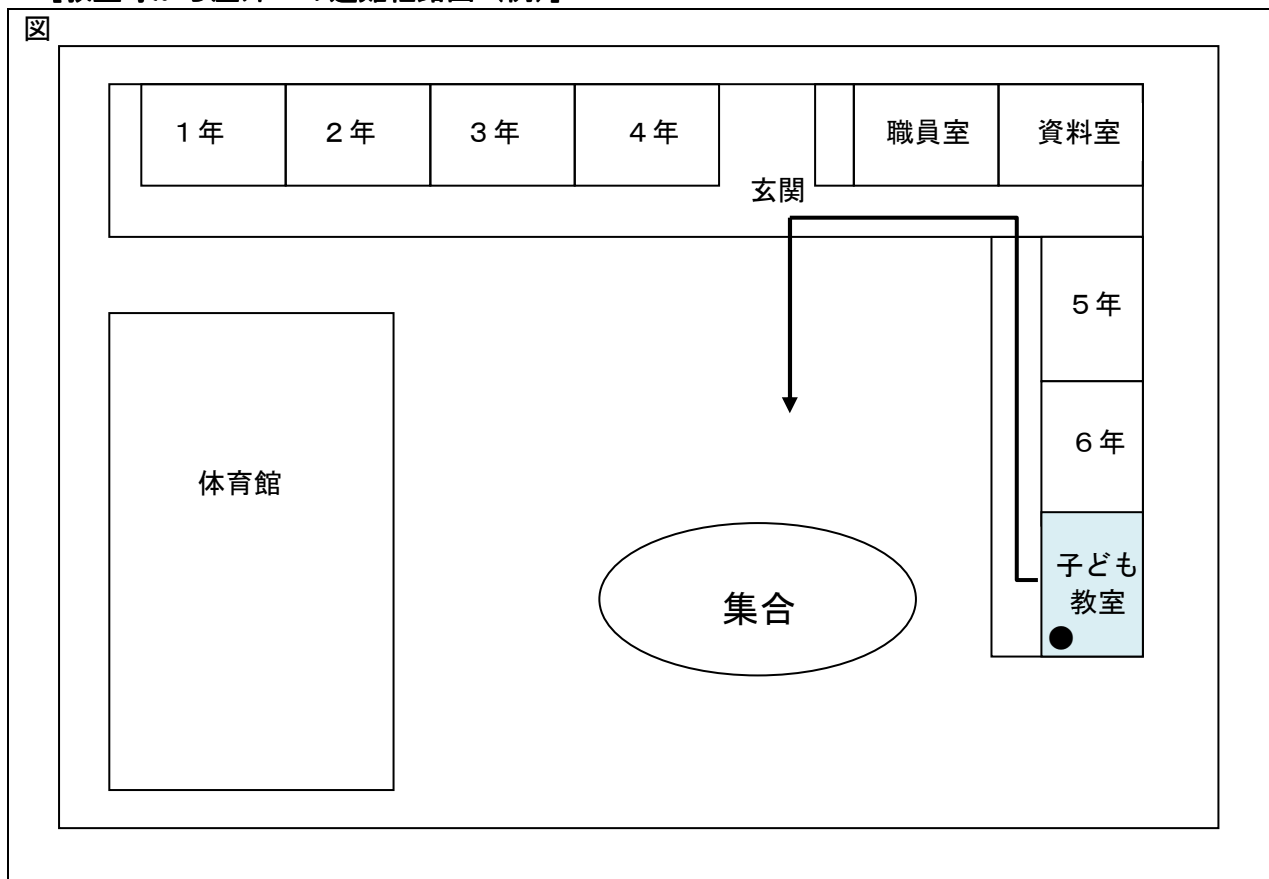
**ワンポイント**

＜「防災マップで安全＝絶対大丈夫」ではありません。＞

避難時には、防災マップを活用しながらも、地震や津波の情報をもとに、そのときの周辺の状況等に応じた適切な判断と行動をすることが求められます。

## ①屋外までの避難経路

[教室等から屋外への避難経路図（例）]



- …非常持出品置き場（非常持出品は、すぐに持ち出せる場所に置くようにし、避難経路図に図示しておきましょう）

## ②近隣の防災マップ

防災マップは、以下の点に留意して作成しましょう。

- 地震、液状化、津波などの被害想定、周辺の地形、建物・道路等の状況をしっかり把握する。
- 第1次避難場所、第2次避難場所を確認する。  
（その他、近隣で複数の避難場所を確認しておく。）
- 避難経路を把握する。  
がけ崩れ、土砂崩れ、地割れ、液状化現象、火災、水道管やガス管の破裂、津波の襲来、河川の氾濫等、さまざまな状況を想定し、複数の避難経路を確認しておく。
- 児童・生徒の通学路における危険箇所を把握する。
- 災害発生時の連絡手段として公衆電話の設置場所を把握する。
- フィールドワークを行い実際に確認し、その他必要と思われることを記号等で書き込む。
- 避難経路は定期的に点検し、安全確認をする。

## ワンポイント

### <防災マップ作成方法（例）>

#### （１）地図の準備

- ①教室等が実施されている場所と災害時避難場所（※１）が掲載されている地図を準備する。
- ②教室等及び災害時避難場所の位置情報を記載する。  
※１ 可能なかぎり公的機関（学校等）と同一の避難場所にする。  
（複数の避難場所を考える）

#### （２）情報の記入

- ③実際に地域を歩いてフィールドワークを行い、危険箇所（※２）を発見し、地図に記入する。  
※２ 危険箇所
  - ・狭い路地、壁ぎわ、橋…落下物や崩落の危険性
  - ・海浜、川べり…津波の危険性
  - ・山ぎわ、急斜面…土砂崩れの危険性

#### （３）避難経路の検討

- ④可能な限り危険箇所を回避した複数の経路を検討する。

#### （４）避難訓練の実施

- ⑤教室等の施設内に防災マップを掲示し、防災意識を高めておく。
- ⑥定期的に避難訓練を実施し、課題等を抽出、見直しを行う。

※市町村防災部署や自主防災組織、消防署、専門家等とともに作成するとより効果的です。

[参考]

### 津波に関する標識

#### <高知県統一標識>



【津波基本形】



【津波避難（誘導）】



【津波避難場所】



【収容避難所】

#### <消防庁統一標識>



【津波避難ビル】

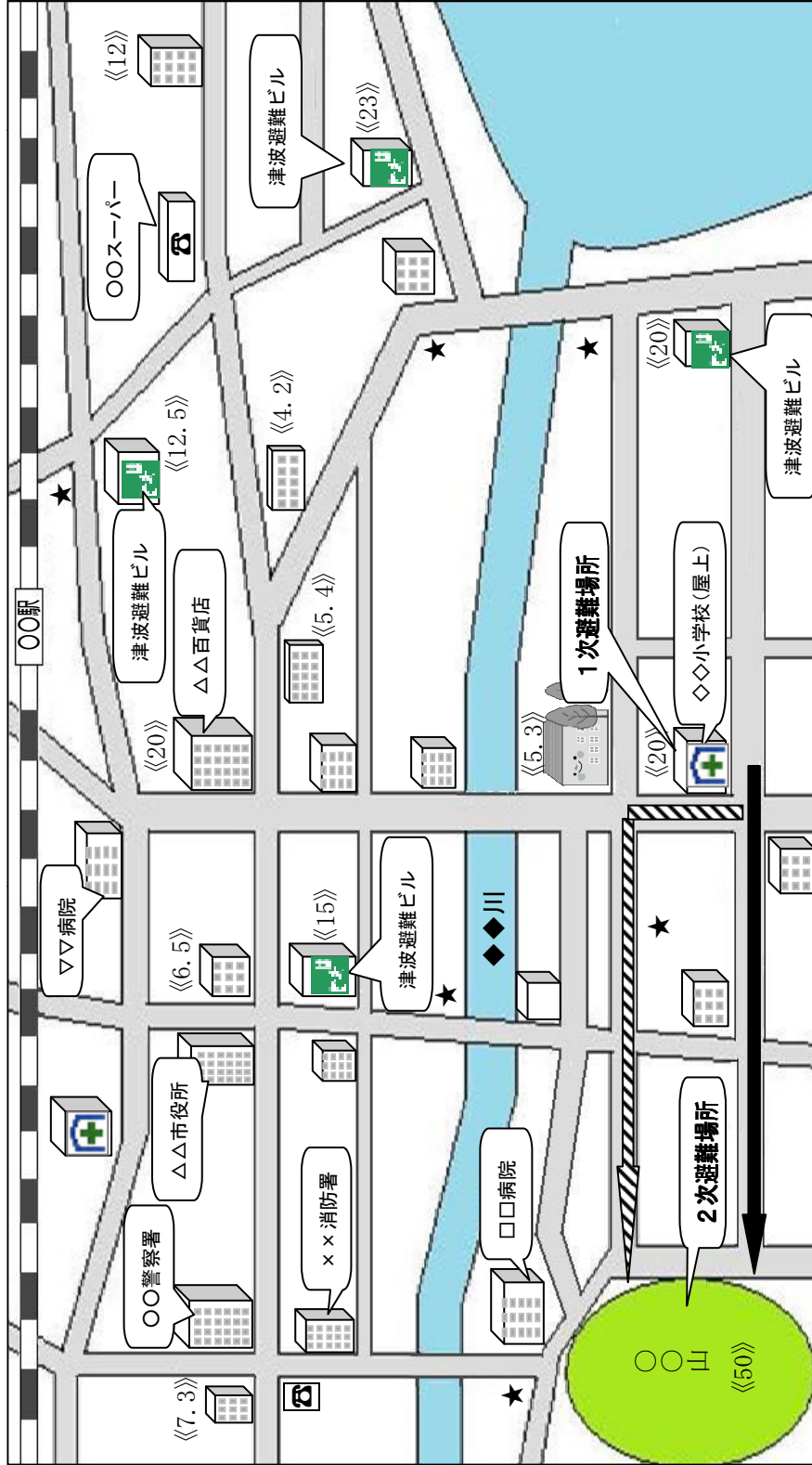


【津波避難場所】



【津波注意】

【防災（地震・津波対応）マップ（イメージ図）】



〔記号例〕



収容避難所



津波避難ビル

《6.5》 標高 (m)



公衆電話

★ 危険箇所



避難経路①



避難経路②

(教室等から避難場所への避難経路)

### ③避難先一覧表（例）

	名称	住所	電話番号
一時避難場所	〇〇公園		
	〇〇小学校		
	〇〇中学校		
指定避難場所	〇〇小学校		
	〇〇中学校		
	〇〇センター		
	〇〇公民館		

※体験活動等を日常的に実施する地域の活動場所がある場合は、該当する活動場所の避難場所についても記載する。

#### （４）施設等の安全管理

施設等の安全点検は、潜在的な危険を未然に防ぎ、二次災害防止のためにも重要です。日常的に安全点検を行うとともに、月ごとに定期的な点検を実施することが必要です。

#### 〔施設・備品の耐震対策チェックリスト（例）〕

各教室等の実態に応じて点検項目を作成し、安全点検を実施しましょう。

災害予防のための施設点検〔 月 日 曜日 天気 〕		チェック欄	改善日
教室等	天井や壁に取り付けられた空調機は固定しているか。		/
	照明器具は固定しているか。		/
	放送設備（テレビ、スピーカー等）は固定しているか。		/
	掛け時計、掲示物、黒板は落下しないか。		/
	本棚、ロッカーは補助金具等で固定しているか。		/
	ピアノ、オルガン、コピー機は動かないように固定しているか。		/
	棚等の上に重い物や器具は置いていないか。		/
	窓ガラスの飛散防止対策をしているか。		/
	引き戸、ドアの開閉はスムーズか。		/
廊下・テラス・階段	廊下等に避難の妨げとなる物を置いていないか。		/
	下駄箱は固定しているか。		/
	砂や水で滑りやすくなっていないか。		/
	腐食箇所や釘などが出ている所はないか。		/
	階段の手すりにぐらつきはないか。		/
	照明器具は固定しているか。		/
	窓ガラスの飛散防止対策をしているか。		/

トイレ	滑りやすくなっていないか。		／
	ドアの開閉はスムーズか。		／
	照明器具は固定しているか。		／
運動場	危険物はないか。		／
	溝の蓋は完全に閉めているか。		／
	遊具のぐらつき、腐食はないか。		／
給湯室	大型備品（冷蔵庫、食器保管庫等）は固定しているか。		／
	ガスコック、ガス管にひび割れ等の異常はないか。		／
	ガスを使用しないときは元栓を閉めているか。		／
その他	消火器は所定の場所に置いているか。		／
	消火器や火災報知器、煙探知器等について、定期的に検査を受けているか。		／
	児童・生徒にとって危険なもの（医薬品、カッター等）を安全な場所に保管しているか。		／
	避難経路、避難場所において倒壊しそうな塀や外壁等はないか。 避難の妨げとなる草木等は生えていないか。		／

#### （５）備蓄物資と非常持出品

大規模な地震や津波が発生した直後は、食料等の確保は満足にできません。可能な範囲で食料等を備蓄することで、救援活動が受けられるまでの間（一般的には3日程度と言われていますが、状況によっては、さらに遅れる場合も想定されます）、児童・生徒や指導者等の生命や生活を維持することに役立つと考えられます。

また、津波の危険性のある地域では、各教室だけでなく、避難先やその近くの安全な場所へ備蓄しておくことや地域の防災倉庫の設置場所の把握等も必要です。

##### ①備蓄物資（例）

区分	品名
食料品	ミネラルウォーター、スポーツ飲料、米・アルファ米、缶詰、乾パン、あめ、ビスケット、保存期間が長く火を通さなくても食べられるもの アレルギー対応の簡易食料 等
生活用品	水、毛布、ビニールシート、非常用保温アルミシート、着替え、ビニール袋、水筒、卓上コンロ（ボンベ）、スプーン、フォーク、缶切り、ナイフ、ラップ、トイレットペーパー、生理用品、バケツ、タオル、ウエットティッシュ、マスク、筆記用具、用紙、ガムテープ、雨具、現金（小銭も）、マッチ、ライター 等
避難用品	防災頭巾（ヘルメット）、拡声器（メガホン）、軍手、ロープ、ビニール袋、懐中電灯、ラジオ、乾電池、関係機関連絡リスト 等
救急医療品	包帯、ガーゼ、止血帯、絆創膏、三角巾、湿布、タオル、消毒薬、体温計、カット綿、ゴム手袋 等

※上記リストを参考に、市町村等や指導員等で話し合い、可能な範囲で必要なものを備蓄するよう努めましょう。

## ②非常持出品（例）

出席簿・登録者名簿	あめ
防災関係機関連絡先一覧	ロープ
緊急時連絡・引き渡しカード	現金（小銭）
防災マップ	救急用品
着替え（少々）	ラジオ
ビニール袋	携帯電話充電器
ウエットティッシュ	筆記用具
ティッシュペーパー	笛
タオル	等

※リュックサックや斜め掛けバック等に常備し、いつでも持ち出せるようにしておきましょう。

※非常持出品を準備する際に、各非常持出品の担当者を決めておきましょう。

※上記リストを参考に、市町村等や指導員等で話し合い、可能な範囲で必要なものを準備しておきましょう。

#### 4 地震発生後の対応

##### (1) いろいろな場面に応じた対応マニュアルの作成<23ページから>

児童・生徒の生命を守るため、いろいろな場面に応じた地震・津波発生時の対応マニュアルを作成し、市町村等及びすべての指導者等で共通理解をしておくことが重要です。

次ページ以降に示す例をもとに、以下の点に留意し、各教室等の実態に応じた対応マニュアルを作成しましょう。

- 津波の想定到達時間が早い場合
- 個別の支援が必要な児童・生徒がいる場合
- 代表となる指導者等が不在の場合
- 市町村等と連絡がとれない場合
- 指導者等の数が少ない時間帯の場合
- 液状化の恐れがある地域の場合
- 雨天の場合
- 避難している間の過ごし方 等

##### ワンポイント

児童・生徒を安全、迅速に避難させるためには、建物やブロック塀の倒壊、飛散ガラス等から足を守ることが大切です。そのため、避難訓練で上履きのまま避難させたり、日頃から靴を素早く履いたりする練習をしておくことも大切です。





地震発生！

# 児童・生徒全員が同じ室内で活動している場合の対応

## 指導者等の対応

## 児童・生徒への対応・留意点

児童・生徒の安全確保

揺れがおさまる



津波発生！

グラウンド等の安全な場所へ避難  
避難場所決定と指示  
★津波危険地域は迅速な避難を最優先

指定避難場所へ

避難後の対応

保護者への連絡

保護者への引き渡し  
(27、28ページ)

- ・ 出口の確保
- ・ 的確な指示  
「しゃがんで」「机の下にもぐって」「頭を守って」「先生がいるから大丈夫」「先生のそばにおいで」
- ・ 室内等では、毛布、防災頭巾等身近な物で頭部を保護させ、落下物のない場所に集める
- ・ 火災など二次災害の防止

- ・ 机等の下にもぐらせる
- ・ 防災頭巾等で頭部を保護し、姿勢を低くさせる
- ・ 小さい児童は、指導者等が抱きかかえ、毛布などで頭部及び上半身を保護する
- ・ 指導者等のそばに集める
- ・ パニックを起こさないように、声をかけ安心させる

- ・ 的確な指示  
「頭を守って」「屋外に出ます」
- ・ 安全が確認できるまでその場を動かないように指示
- ・ 避難経路・避難場所の安全確認
- ・ ハンドマイク等で避難指示

- 全児童・生徒避難指示
- ・ 静かにさせる
- ・ 身近な物で頭部を保護し避難させる

- ・ 特別な支援が必要な児童・生徒を移動させる時は、車イスなど、該当する児童・生徒に応じた手段で避難する
- ・ 室内、トイレや給湯室等の隅に児童・生徒が残っていないか確認する
- ・ 人員を確認、安全な場所に誘導し、落ち着かせる
- ・ 出席簿（児童・生徒の確認）・登録者名簿、引き渡しカードの携帯

- ・ 避難誘導、負傷者搬送など、地域住民等の協力・連携
- ・ 安心させるよう声かけをする
- ・ 不安を抱いている児童・生徒には、そばに寄り添って行動する
- ・ 児童・生徒の健康状態に気を配りながら移動する

- ・ 人員点呼と安否確認
- ・ 負傷者の確認と応急手当
- ・ 代表者等不在時  
市町村等担当者、教室等代表者と連絡を取り合い対応する
- ・ 関係機関への連絡（8、9ページ）

- ・ 引き渡しカードを準備
- ・ 保護者と連絡がとれない場合は、各教室等（避難場所）で保護する

# 児童・生徒が、教室や体育館、グラウンド等に に分かれて活動している場合の対応



地震発生！

児童・生徒の  
安全確保

揺れがおさまる



津波発生！

グラウンド等の安全な  
場所へ避難

避難場所決定と指示  
★津波危険地域は迅速な避難を最優先

指定避難場所へ

避難後の対応

保護者への連絡

保護者への引き渡し  
(27、28ページ)

## 指導者等の対応

## 児童・生徒への対応・留意点

- ・的確な指示  
「しゃがんで」「机の下にもぐって」「頭を守って」「先生がいるから大丈夫」「先生のそばにおいで」
- ・落下物のない場所に集め、頭部を保護させる
- ・固定遊具等の上で動けなくなっている児童・生徒は、急いで降ろす

- ・机等の下にもぐらせる
- ・防災頭巾等で頭部を保護し、姿勢を低くさせる
- ・小さい児童は、指導者等が抱きかかえ、毛布などで頭部及び上半身を保護する
- ・指導者等のそばに集める
- ・パニックを起こさないように、声をかけ安心させる

- ・的確な指示  
「屋内にいる人は外に出て」「頭を守って」「大丈夫よ、安心して」
- ・安全が確認できるまでその場を動かないように指示
- ・室内（トイレや給湯室等）やグラウンドの隅に児童・生徒が残っていないか確認する
- ・避難経路・避難場所の安全確認
- ・ハンドマイク等で避難指示

- 全児童・生徒避難指示
- ・静かにさせる
- ・身近な物で頭部を保護し避難させる

- ・特別な支援が必要な児童・生徒を移動させる時は、車イスなど、該当する児童・生徒に応じた手段で避難する
- ・人員を確認、安全な場所に誘導し、落ち着かせる
- ・出席簿（児童・生徒の確認）・登録者名簿、引き渡しカードの携帯

- ・避難誘導、負傷者搬送など、地域住民等の協力・連携
- ・安心させるよう声かけをする
- ・不安を抱いている児童・生徒には、そばに寄り添って行動する
- ・児童・生徒の健康状態に気を配りながら移動する

- ・人員点呼と安否確認
- ・負傷者の確認と応急手当
- ・代表者等不在時  
市町村等担当者、教室等代表者と連絡を取り合い対応する
- ・関係機関への連絡（8、9ページ）

- ・引き渡しカードを準備
- ・保護者と連絡がとれない場合は、各教室等（避難場所）で保護する



地震発生！

# 体験活動等のため校外（普段活動しない場所）へ出て活動している場合の対応

## 指導者等の対応

## 児童・生徒への対応・留意点

児童・生徒の安全確保

揺れがおさまる

- ・的確な指示  
「しゃがんで」「頭を守って」「先生がいるから大丈夫」
- ・地形や状況を判断し、落下物のない場所に集め、頭部を保護させる
- ・交通機関等を利用している場合は、乗務員の指示に従う

- ・頭部を保護し、姿勢を低くさせる
- ・小さい児童は、指導者等が抱きかかえ、頭部及び上半身を保護する
- ・可能なら指導者等のそばに集める
- ・パニックを起こさないように、声をかけ安心させる



津波発生！

最寄りの安全な場所へ避難

避難場所決定と指示  
★津波危険地域は迅速な避難を最優先

- ・的確な指示  
「先生のそばにおいで」「けがをした人はいませんか」「頭を守って」
- ・安全が確認できるまでその場を動かないように指示
- ・最寄りの避難場所を選定する
- ・避難経路・避難場所の安全確認

- 全児童・生徒避難指示
- ・静かにさせる
- ・身近な物で頭部を保護し避難させる

最寄りの安全な場所へ避難

★津波の恐れがある場合は高台等へ

安全確認

- ・人員を確認し、最寄りの安全な場所に避難誘導する
- ・落下物、飛散ガラス等から身を守るよう指示
- ・地割れした道路、倒れた電柱、垂れ下がった電線等に近づかないように指示

- ・避難誘導、負傷者搬送など、周辺の方に協力を求める
- ・安心させるよう声かけをする
- ・不安を抱いている児童・生徒には、そばに寄り添って行動する
- ・児童・生徒の健康状態に気を配りながら移動する

市町村等へ連絡  
避難後の対応

- ・人員点呼と安否確認
- ・負傷者の確認と応急手当
- ・総括本部等（市町村、代表者等）に状況を報告し、対応を決定する
- ・関係機関への連絡（8、9ページ）

- ・教室等に帰ることが危険と判断される場合は、安全な避難場所に待機し、総括本部等（市町村や代表者等）と連絡を取り合う

保護者への連絡

保護者への引き渡し  
(27、28ページ)

- ・保護者に状況を伝える
- ・引き渡しカードを準備
- ・保護者と連絡がとれない場合は、避難場所で保護する

屋外で活動するときは、非常持出品を携帯しましょう

※校外（普段活動しない場所）で活動している場合は、事前に避難場所等の確認をし、保護者にも知らせておきましょう

# 教室等へ参加するための 来所・帰宅時の場合



地震発生！

児童・生徒の  
安全確保

揺れがおさまる



津波発生！

グラウンド等の安全な  
場所へ避難

避難場所決定と指示  
★津波危険地域は迅速な避難を最優先

指定避難場所

保護者への引き渡し

児童・生徒等に関する  
情報の集約

市町村等教育委員会、  
学校への連絡

保護者への連絡

保護者への引き渡し  
(27、28ページ)

指導者等の対応

児童・生徒、保護者の  
対応・留意点

<徒歩・自転車の場合>

- ・頭部及び上半身を保護し、姿勢を低くする
- ・建物、ブロック塀、窓ガラス、自動販売機等から離れる

<車の場合>

- ・車を路肩に寄せて停車させる

・揺れがおさまったら、近くの空き地や公園に避難する

・津波危険地域では、高台や十分な強度と安全な高さのある建物に素早く避難する

・山間部では、がけ崩れや土砂崩れ等に注意し移動する

・キーをつけたまま、車から降りて避難する

・津波危険地域では、津波警報が解除され、安全が確認できるまで避難場所等を動かない

- ・児童・生徒が教室等内へ残っていないか確認する
- ・可能な限り、教室等近辺を見回り安否確認をする
- ・児童・生徒がいた場合は、教室等の安全な場所へ避難させる
- ・送迎の保護者がいた場合も同様の対応をする

・指定避難場所への避難から保護者への引き渡しまでの指導者等の対応については、23ページを参照

情報の集約

- ・児童・生徒、指導者等の被災状況
- ・児童・生徒の避難状況
- ・施設の被害状況

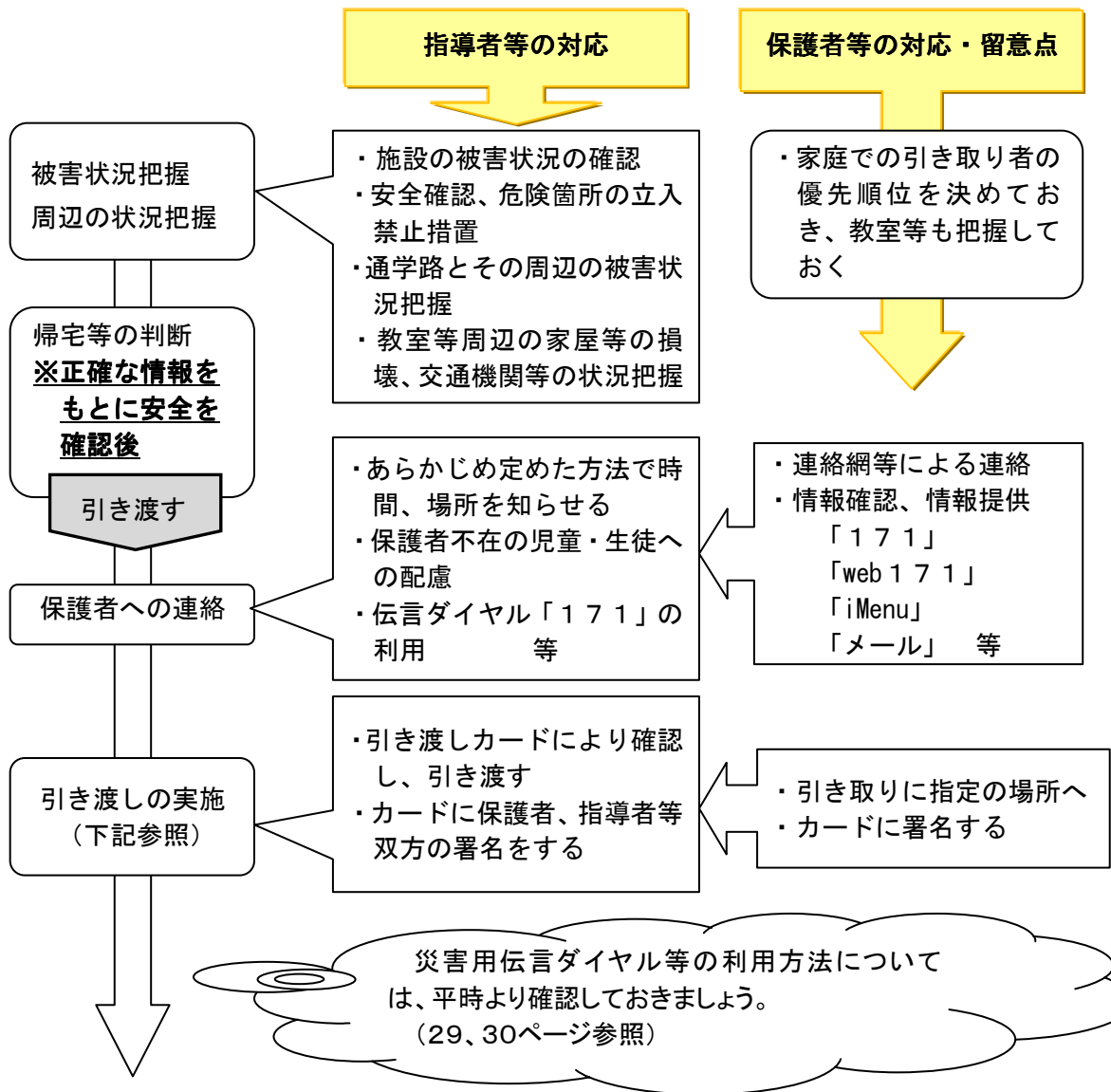
市町村等教育委員会、学校へ連絡

- ・児童・生徒の被災状況
- ・児童・生徒の避難状況 等

- ・引き渡しカードを準備
- ・保護者と連絡がとれない場合は、各教室等（避難場所）で保護する

災害発生時には保護者と連絡が取りにくくなります。各家庭が決めている避難場所について、各教室等も確認しておきましょう。

(2) 保護者への引き渡し  
 ①保護者への引き渡し (例)



「引き渡し」にあたっては、震度や津波、学校周辺の交通事情等の環境を考慮、検討し、また、事前に保護者と協議を図ったうえで「引き渡しのルール(基準)」を作成してください。なお、津波の被害が想定される場合は、迎えに来た保護者に対しても災害に関する情報を提供して、児童・生徒を引き渡さず保護者と共に避難行動を促すなどの対応も必要です。

(例) 引き渡しのルール(基準): 震度5弱以上の場合、保護者が引き取りに来るまで教室等に待機させる。この場合、時間がかかっても保護者が引き取りに来るまでは、教室等で保護しておく。

- (1) 児童・生徒は、グラウンドまたは避難場所に集合させる。保護者は指定の場所で待機してもらう。
- (2) ハンドマイク等の指示で引き渡し開始
  - ・ 引き渡しカードをもとに引き取り者を確認し、児童・生徒を引き渡す。
  - ・ 兄弟姉妹がいる場合は、低年齢の児童・生徒から引き渡す。
  - ・ 負傷した児童・生徒については、状況を保護者に説明し引き渡す。
  - ・ 行方不明の児童・生徒の保護者には、市町村等や代表者等が対応する。
- (3) 保護者への連絡がとれない場合、児童・生徒を引き続き保護する。  
 その場合、児童・生徒の心のケアを心がける。

②緊急時連絡・引き渡しカード（例）

緊急時連絡・引き渡しカード			保護者等 サイン		指導者等 サイン	
児童・生徒 氏名		性別		組（年齢）	組 才	
住 所	〒 電話（ ） -			血液型		
保護者名			児童・生徒との関係			
兄弟姉妹	年		年		年	
	氏名		氏名		氏名	
緊急時の 連絡先 (優先順に)	①氏名	続柄		電話（ ） - 自宅・勤務先		
		携帯（ ）				
		メールアドレス（ ）				
	②氏名	続柄		電話（ ） - 自宅・勤務先		
		携帯（ ）				
		メールアドレス（ ）				
	③氏名	続柄		電話（ ） - 自宅・勤務先		
		携帯（ ）				
		メールアドレス（ ）				
家族で確認している避難場所						

引き取り者		児童・生徒 との関係	
引き渡し日	年 月 日 時 分	引き渡し 保育者等名	
避難場所		今後の連絡先	
特記事項			

※原本は市町村等の担当者などが保管し、コピーしたものを非常持出バック等へ入れておく。  
※個人情報のため、管理には十分留意する。

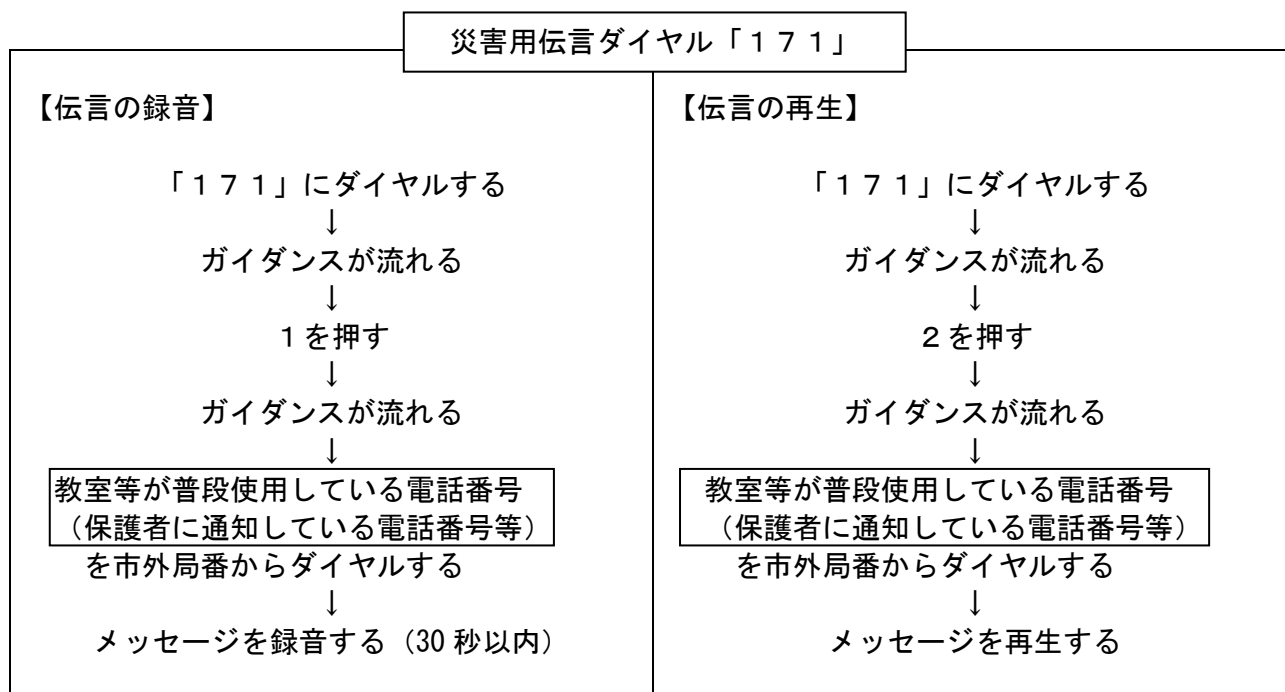
### (3) 緊急時の通信手段

大災害が発生すると、安否確認や問合せなどの電話が爆発的に増加し、電話がつながりにくい状況が続きます。そのため、緊急時の通信手段についてさまざまな方法を事前に確認し、準備しておくことが大切になります。

#### ◆災害伝言ダイヤル「171」

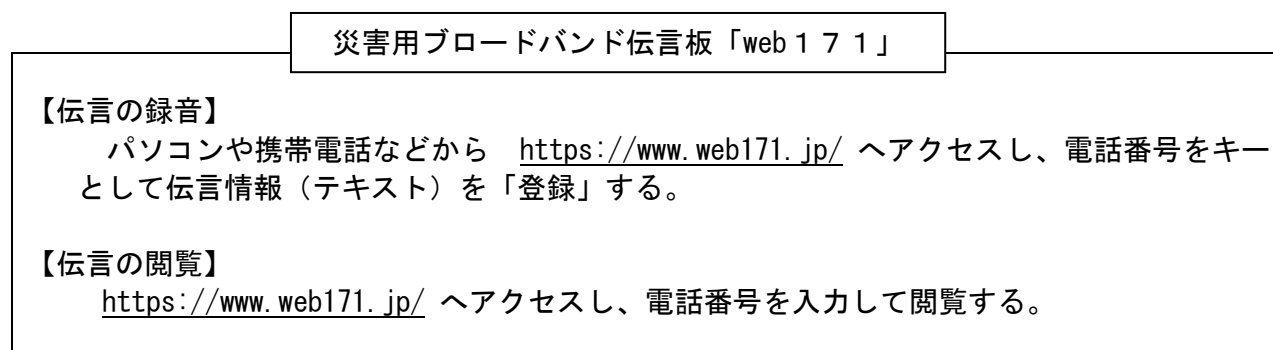
NTT災害伝言ダイヤルは、地震等の災害の発生時に、被災地への通信が増加し、電話がつながりにくい状況になった場合にサービスが稼働されます。

地震発生後にテレビなどで、「171」サービス開始の報道があり、その後利用することができます。事前契約は不要で、あらゆる電話での利用が可能です。



#### ◆災害用ブロードバンド伝言板

このサービスは、災害等発生時、被災地域の居住者がインターネットを経由して伝言板サイトにアクセスし、電話番号をキーとして伝言情報の登録が可能なサービスです。



#### ◆iモード災害用伝言板

iモード災害用伝言板には、iモードサービスを利用して安否情報等を登録することができます。登録されたメッセージは、iモードサービスまたはインターネットを利用して、全国から確認することが可能です。(パケット通信料がかかります)

#### 災害用伝言板サービス「iモード」

【メッセージの登録】 iMenuのトップに表示される「災害用伝言板」の「登録」を選択します。現在の状態について「無事です。」等の4つの中から選択します。任意で100文字以内のコメントを入れることが可能です。(コメントのみの利用も可能)

【メッセージの確認】 iMenuのトップに表示される「災害用伝言板」の「確認」を選択します。安否を確認したい人の「携帯電話番号を入力」し、「検索」を押します。

※<http://dengon.docomo.ne.jp/top.cgi>からも確認することができます。

なお、「SoftBank」、「au」などでも同様のサービスを実施しています。

#### ☆災害用伝言体験利用

災害時以外にも、災害用伝言ダイヤル(171)「体験利用日」が設定されています。実際に災害が起きたとき活用できるように、この期間に体験しておきましょう。

#### 災害用伝言ダイヤル 体験利用

##### 【体験利用日】

- ・毎月1日及び15日(0:00~24:00)
- ・正月三が日(1月1日0:00~1月3日24:00)
- ・防災週間(8月30日9:00~9月5日17:00)
- ・防災とボランティア週間(1月15日9:00~1月21日17:00)

##### 【提供条件】

- ・伝言録音時間:30秒
- ・伝言保存期間:6時間
- ・伝言蓄積数:10伝言

○最悪の場合、通信手段がいずれも使用できなくなることが考えられます。特に停電になった場合、電源が必要な手段はすべて使用できなくなります。  
携帯電話の充電器(電池・ソーラー・手動)を準備しておきましょう。

○通信手段については、最新の情報を把握し、利用方法等を確認しておきましょう。

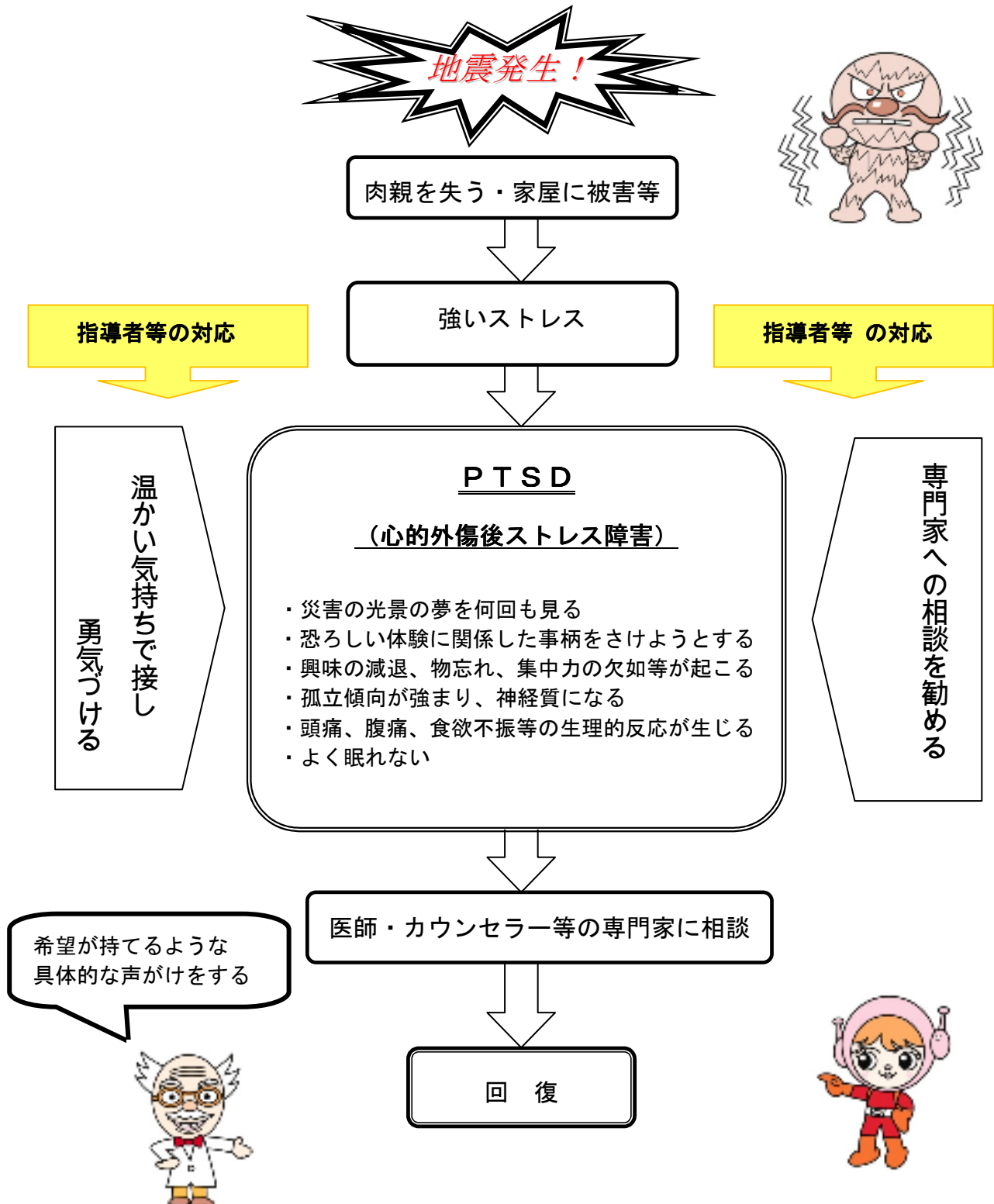


## 5 災害時における心のケア

### (1) 児童・生徒の心のケア

災害が発生し、児童・生徒に強いストレスが加わると、心身に不調を生じることがあります。そのため、災害発生直後から、早期の心のケアが必要になります。児童・生徒に適切な支援を行うためには、専門機関や医療機関等と連携することも必要です。

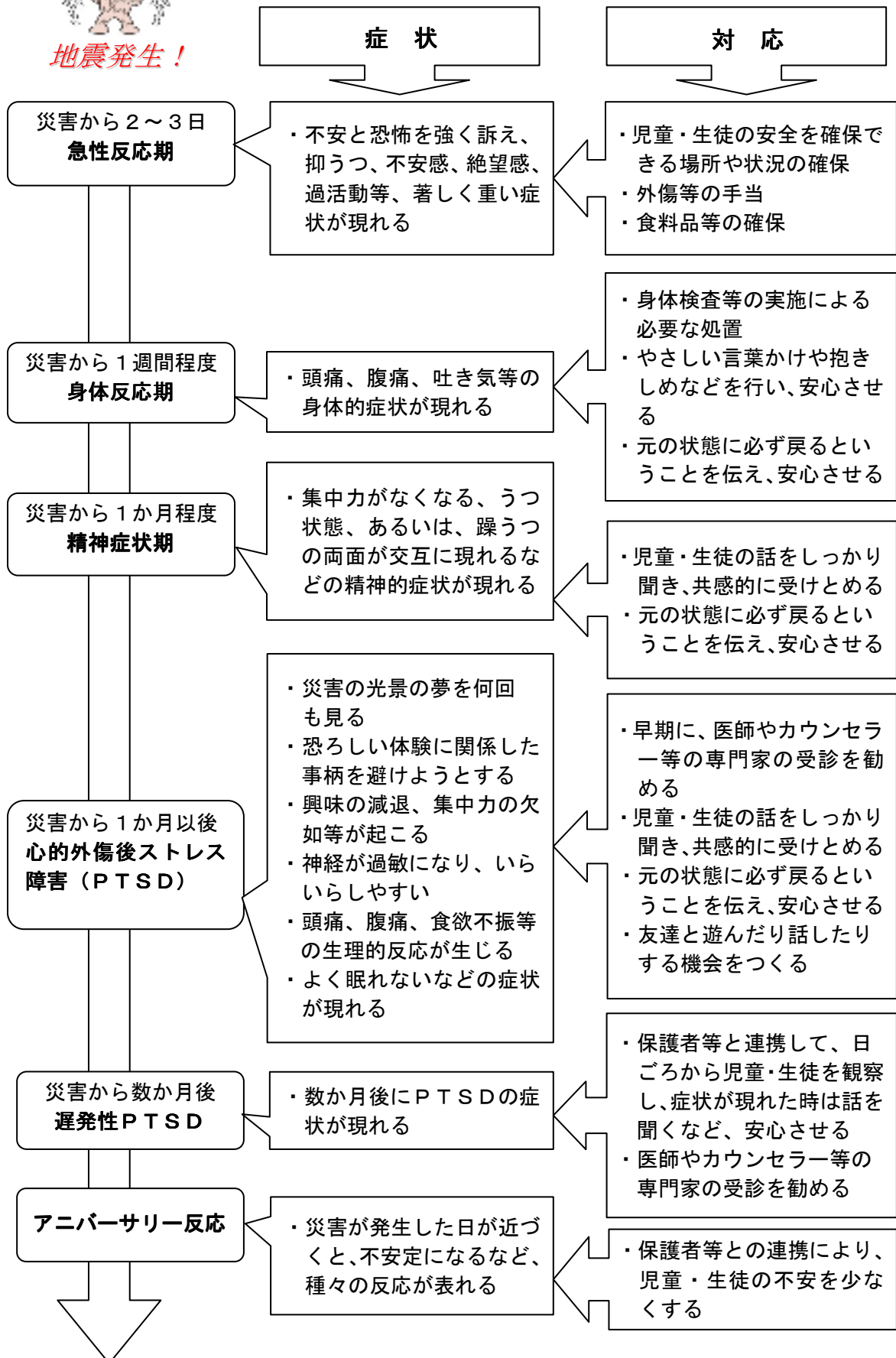
#### ◆児童・生徒の心のケアについて①



◆児童・生徒の心のケアについて②



災害後、児童・生徒に現れる可能性のある症状とその対応



## (2) 指導者等の心のケア

災害は児童・生徒を守る指導者等にとっても強いストレスとなります。児童・生徒の心のケアには、周囲にいる指導者等がまず精神的に安定していることが大切です。

以下は、「子どもの心のケアのために一災害や事件・事故発生時を中心に一」（文部科学省平成22年7月発行）の抜粋です。教職員等を対象に作成されたものですが、教室等の指導者等の心のケアにも役立つものです。ご参考にしてください。

### (1) 教職員の心のケア

自然災害は子どもを守る立場の大人にとっても強いストレスであり、その影響はだれもが受ける。子どもの心のケアには、周囲にいる大人がまず精神的に安定していることが大切であるため、子どもに直接かかわる教職員及び保護者の心のケアは重要である。

#### <基本的な対応事項>

##### ① 教職員の被災状況及び心身の健康状態の把握

校長は教職員についても安否確認、被災状況、心身の健康状態の把握を行い、教職員間で共通理解を図り、支え合うことや役割分担の軽減などの配慮を行う。特に、家族を亡くすなどの被災を受けた教職員には、心のケアが必要であり、本人が必要としている支援を継続的に行う。

##### ② 自然災害等におけるストレス反応等についての啓発

自然災害などに遭遇した場合は、だれでもストレスを受けることや、ストレスを受けた場合にどのような反応が起こるのかなど知ることで動揺することなく、子どもに対応することができる。

地域が大規模な自然災害に遭遇した場合などは、教職員や保護者も被災者なので、ストレス反応が起こることは正常である。これまでに体験したことのない悲惨な状況や特に人の死に直面した場合には、強いストレスを受ける。また、思うように活動が進まなかったり、成果が見えにくかったりする場合もストレスは高まり、不安やフラストレーションを抱きやすくなることに留意する必要がある。

##### ③ 共感から生まれる安堵と安心

同じ体験をしたことで多くを語らずとも共感できる同僚の存在は安堵感につながり、精神的負担を軽減する上で重要である。さらに、教職員が情報を共有して組織的に子どもの心のケアにかかわることは、教職員にとっても気持ちの落ち着きや安心感を得られることにつながる。

##### ④ 休息を取り、気持ちを語りあう

子どもの心のケアをする場合にある教職員は、「しっかりしなければ」「弱音を吐いてはいけない」など、責任感と緊張を伴った活動が続く。自らのことは後回しになったり、自分のことに時間を使うことへの罪悪感を抱いてしまいがちで、身体の疲労に対しても鈍感になるなど、ストレスにさらされていることが多いので、意識的に休息をとることが必要である。

管理職は、教職員の心身の健康状態にも十分配慮し、学校医等の指導助言を得るなどしながら指導に当たり、教職員間で互いを支え合う姿勢を忘れないようにする。さらに、管理職は、1日の活動の終わりには教職員間（必要に応じてスクールカウンセラー等を交える）で、その日の振り返り時間をつくるのが大切である。自由に安心して話せる場所で、子どもに関する情報共有と自分の体験やそれに伴う感情を語り合うことが自身の心のケアにつながり、冷静な自分を取り戻す手がかりにもなる。

⑤ 自己の心身の健康管理に努める

それまでの人生で経験したことのないストレスを受けた場合、一人で抱え込まずに、学校医、専門医、スクールカウンセラー等から指導や助言を得て心のケアを進めていくことが、自己の心身の健康管理を図る上で重要である。

⑥ 自然災害時の校内体制づくり

養護教諭が被災する場合もあるため、平常時から校内研修会を実施し、心のケアに関する共通理解を図っておくことや保健部などの校内組織が役割を果たすことができる機動力を備えていることが重要である。

文部科学省のホームページに「子どもの心のケアのために―災害や事件・事故発生時を中心に―」が掲載されていますので、災害発生時、児童・生徒や指導者等に効果的な心のケアを行うために活用してください。

※文部科学省ホームページより

「子どもの心のケアのために」と入力し、検索をクリックしてください。

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/kenko/hoken/1297484.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1297484.htm)